



あいづ

〔発行〕自治労
福島県本部会津総支部

〔所在地〕会津若松市西栄町
7-9 会津労働福祉会館2階

〔連絡先〕
jitirou.aizu@gmail.com
(携帯) 090-3361-8400

【図表1】

「級別資格基準表」の例

試 験		学 歴 免許等	職務の級			
			1 級	2 級	3 級	4 級
正 規 の 試 験	上 級	大 卒 程 度	0	3	4	10
			0	3	7	17
	中 級	短大卒 程 度	0	6	4	10
			0	6	10	20
	初 級	高 卒 程 度	0	8	4	10
			0	8	12	22

(備考) 表中、学歴免許等別の数字は、上段が在級年数、下段が経験年数です。

紙面学習

シリーズ

47

『賃金決定の基準②』

全単組、「級別資格基準表」と「経験年数換算表」の確認、そして他自治体との比較を！
一方的な「級別資格基準表」の廃止を許すな！

▼前号に引き続き、全国町村評議会作成の「組合員ノート」を基にした「賃金決定の基準」の2回目です。

▼今回は、まず「級別資格基準表」からです。【図表1】が「級別資格基準表」の例です。一般的には「初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則」中に規定されています。

【図表1】中の、「在級年数」とは、

格付けしようとする級のひとつ前の級に在職した年数です。「経験年数」

は、職員として在職した年数です。具体例で説明すると、例えば大卒の場合、4級に昇格するには、3級に4年

在級するか、入庁後17年経過していないと昇格できないということになります。

在級年数、経験年数のいずれかをクリアすることが、昇格の最低の要件となります。また、この年数は【図表1】のとおり、採用時の試験区分によって異なっています。これは、最低

の要件であり、条件を満たしている全員が必ず昇格できるわけではありません。

【図表1】中の、必要とされる在級年数、経験年数を大きく超えることなく昇格する人ほど高い賃金を受け取ることになります。また、必要年数が

短く設定されている自治体ほど、その

職員は早く昇格できる可能性が大きいこととなります。ぜひ、ご自分の自治体と他の自治体の当該規則を比較・確認してみてください。

▼実は、国家公務員の場合、この「級別資格基準表」(国は在級期間表)が、今年4月から廃止されました。これにより、昇格要件から在級期間、その他

年功的な要素が廃止され、人事評価結果に基づく昇格制度へと変わってきています。今後は、地方公務員も、国の動きに追隨して「級別資格基準表」の廃止と人事評価結果による昇格制度となるように総務省からの圧力が加速することになるものと思われる

す。全国的に見ても、25確定闘争時に国に合わせて「級別資格基準表」の廃止に動いた自治体は少数であったよ

当面の日程

■5月19日(火)
18:00～西会津町職労青年
女性部学習会

■5月22日(金)
11:00～自治労共済担当役
職員会議(福島GP)

■5月22日(金)・23日
(土) 総支部野球予選大会
(鶴沼球場、B&G 海洋セン
ター野球場)

【図表2】国における経験年数換算表

経歴	換算率
国・地方公務員、公共企業体、政府関係機関、民間における企業体	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間
	100/100
学校または学校に準ずる教育機関	その他
	100/100 以下
その他	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間
	100/100 以下
その他	その他
	25/100 以下 (原則 50/100 以下)

うですが、一方的な廃止とならないように当局の動きをしつかりと把握しておくことが重要です。

▼次に「初任給」の内、前号機関紙で触れなかった「中途採用者の初任給」についてです。



あなたの自治体でも、近年、民間企業等での勤務経験を経てから入庁される方が増えているのではないかと思います。こういった方の、初任給は、「初任給基準表」を基礎に、そのひとの経験、職種および職員としての職務との関係に応じて、「経験年数換算表」によって前歴が評価され、上積み調整されます。

【図表2】は、国の「経験年数換算表」です。各自治体においては、前述の「級別資格基準表」同様に、「初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則」中に規定されています。

こちらも国においては、25年4月に換算表が改正され、民間職務経験を基本的に100%換算することになりました。【図表2】の、「経験が直接役立つと認められる職務」とは、必ずしも専門的な知識や経験を求めるものではなく、汎用的な能力（説明能力、調整能力、企画能力等）も該当するとされています。あわせて、国では100%換算された経験年数については、5年

【図表3】18月換算の例

（ケース）職務に直接役立つ経験が「6年6ヶ月」ある場合

- ①5年分⇒5年
- ②5年を超える分（18ヶ月）
18ヶ月÷18ヶ月=1.0年

換算年数は①+②で6年となり、実際には6年6ヶ月のところ、6ヶ月分が短縮されて計算される。

超の割り落としをしないこととされています。これは、民間職務経験が5年を超える場合、12月で換算するのではなく、18月で割落として、年数を短くして計算するというものでした。【図表3】参照。

各自治体においても、前歴のある方の採用は、今後ますます増えてくるのではないかと思います。この換算率によって、前歴のある方の初任給等が大きく違ってきてしまいます。これらのことを踏まえ、各自治体においても国と同様に、「経験年数換算表」を改正し、民間経験を100%換算するとともに、5年超の職務経験についても12月換算とさせる取り組みを強化することが必要となっています。

総支部 HP

会津総支部ホームページのトップページです。



機関紙

総支部機関紙のバックナンバーは、こちらから。



編集後記

○あつという間にゴールデンウィークが終わってしまいました（涙）
天気もあまり良くなかったし、十分にリフレッシュできなかった人も多かったのではないのでしょうか？

○皆さんより少しだけ（笑）長く生きていく人間として助言させていただきます。早めに自分の趣味を確立してください。一つはアウトドア、もう一つはインドア。「天気が悪くて、やることがない」なんてことにならないように。（坂内）

